

1. はじめに

- ① 一般社団法人 部落解放・人権研究所とは
- ② 私と水俣病問題との出会い
- ③ 小学校 6 年生の授業
- ④ 1999 年「水俣・大阪展」
- ⑤ ハンセン病市民学会（2013）
- ⑥ 水俣病資料館再訪問（2014）とタクシー運転手の話
- ⑦ 差別禁止法研究会と水俣 F W（2015.5.15～17）

2. 水俣病問題を差別という視点からとらえなおす

- ① 「医学モデル」と「社会モデル」
- ② 「障害」と「障害者手帳」
- ③ 「部落出身者」とは誰のことか？
- ④ 「同和地区指定」と「未指定地区」
- ⑤ 「制度」は対象者を限定し、対象者を排除する
- ⑥ 「被害者」とは誰か？
- ⑦ 「健康被害」だけが被害なのか
- ⑧ 水俣病問題を差別被害という視点からとらえなおす

3. 様々な社会的差別の現実

- ① 部落問題
- ② 外国人問題
- ③ 障害者問題
- ④ ハンセン病問題
- ⑤ L G B T（性自認・性指向）問題
- ⑥ 見た目問題
- ⑦ アイヌ問題
- ⑧ 自死（遺族）問題

- ⑨ 見た目問題
- ⑩ HIV・陽性者問題
- ⑪ 福島差別

4. 水俣病差別と社会的差別との共通性への着目

- ① 被害に貼られたレッテル
- ② 差別と貧困が導き寄せた被害
- ③ 家族、地域、社会の分断
- ④ 「ニセ患者」差別
- ⑤ 水俣出身（ふるさと）を名乗れない
- ⑥ 病名変更問題（わからなくする）
- ⑦ 被害を訴えられない
- ⑧ 差別への不安
- ⑨ 水俣病差別と様々な社会的差別との共通性への着目
 - 包括的な差別禁止法の必要性
 - 被差別当事者の連帯とネットワークの必要性
 - 差別事例、立法事実の収集と整理
 - 共感と世論（マスコミ） ※ 何をどう伝えるか

5. 差別禁止法の必要性とその意義、展望

- ① 社会的差別の現実と当事者の生きづらさ
- ② 差別に抗議することの難しさ
- ③ 差別の認識・とらえ方の違い
- ④ 何が差別かにあたるのか
- ④ 差別禁止法制定の意義
- ⑤ 障害者運動に学ぶ
- ⑥ 差別禁止法への展望